

## 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 52 号

改正 平成17年 3 月 14日規程第16号  
平成19年 3 月 23日規程第29号  
平成20年 3 月 26日規程第23号  
平成22年 3 月 24日規程第46号  
平成24年 3 月 19日規程第29号  
平成25年 3 月 13日規程第 8 号  
平成26年 3 月 24日規程第33号  
平成28年 2 月 10日規程第11号  
平成29年 3 月 8 日規程第53号  
平成30年 3 月 22日規程第16号  
平成31年 2 月 27日規程第 1 号  
令和 2 年 2 月 27日規程第 7 号  
令和 2 年 4 月 22日規程第41号  
令和 3 年 2 月 24日規程第 3 号  
令和 3 年 3 月 24日規程第13号  
令和 4 年 3 月 4 日規程第 2 号  
令和 5 年 3 月 8 日規程第10号  
令和 6 年 2 月 28日規程第 8 号  
令和 7 年 2 月 27日規程第 7 号  
令和 8 年 2 月 27日規程第 8 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第68条の2の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

(専攻・コース)

第2条 本研究科の修士課程及び専門職学位課程の学生は、それぞれ専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに、更に理論的・実践的な教育研究の能力を得させるため、別表第1に定めるいずれかのコースに所属しなければならない。

(授業科目の区分及び内容)

第3条 授業科目の区分及びその内容は、修士課程については別表第2、専門職学位課程については別表第3のとおりとする。

(修了に必要な単位数)

第4条 本研究科の修了に必要な単位数は、修士課程については別表第4、専門職学位課程については、別表第5のとおりとする。

第4条の2 前条に規定するもののほか、専門職学位課程の学生のうち、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に定める普通免許状（以下「免許状」という。）の一種免許状の所要資格を有せず入学した者が修了するためには、一種免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければならない。ただし、幼児教育コースに所属する者のうち、幼稚園、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。）又は保育所（認可外を除く。）に現に勤務し、かつ幼稚園教諭二種免許状を有する者については、この限りでない。

（開設授業科目、単位数及び履修方法等）

第5条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、修士課程については別表第6、専門職学位課程については別表第7のとおりとする。

（他大学教職大学院開設の授業科目の履修）

第5条の2 専門職学位課程の学生は、本研究科が別に指定する他大学教職大学院開設の授業科目を履修することができる。

（学部の授業科目の履修）

第6条 学生は、鳴門教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）において開設する授業科目を履修することができる。ただし、授業科目によっては、履修を許可しない場合がある。

2 前項前段の規定により授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、学則第73条第1項及び第4項に規定する修了要件の単位数には含まれない。

3 第1項前段の規定により、在学年限内で履修することができる授業科目の単位数は、40単位以内とする。ただし、別に定める特別の事情があるときは、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、学生の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（学校教員養成プログラム）

第6条の2 専門職学位課程の学生が、教育職員免許状の所要資格を得させるためのプログラム（以下「学校教員養成プログラム」という。）を設け、次の各号のプログラム種別を置く。

- (1) 幼稚園教員養成プログラム
- (2) 小学校教員養成プログラム
- (3) 中学校教員養成プログラム
- (4) 特別支援学校教員養成プログラム

2 学校教員養成プログラムの受講を許可された学生は、第6条第3項前段の規定にかかわらず、学部において開設する授業科目のうち、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の一種免許状の所要資格を得るための授業科目及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣の定める修業教科目として必要な授業科目（以下、「保育士科目」という。）について40単位を超えて履修することができる。ただし、保育士科目は、幼稚園教員養成プログラム以外の学生は履修できないものとする。

3 学校教員養成プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については、第2年次からとする。

4 学校教員養成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教職大学院遠隔教育プログラム)

第6条の3 専門職学位課程の学生のうち、現職教員及び保育士を対象としたインターネットを用いた遠隔教育による大学院プログラム(以下「教職大学院遠隔教育プログラム」という。)を設ける。この場合において、保育士は、幼児教育コースに所属し、認定こども園(地方裁量型認定こども園を除く。)又は保育所(認可外を除く。)に現に勤務し、かつ幼稚園教諭二種免許状を有する者に限る。

2 教職大学院遠隔教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(資格取得プログラム)

第6条の4 修士課程の学生のうち、資格取得のため学部で開設する授業科目について40単位を超えて履修する者を対象としたプログラム(以下「資格取得プログラム」という。)を設ける。

2 資格取得プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については、第2年次からとする。

3 資格取得プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(認定プログラム)

第6条の5 削除

第6条の6 削除

(教育職員の免許状)

第7条 学生の所属するコースにおいて所定の単位を修得することによって教育職員免許状の所要資格を取得することができる専修免許状の種類は、別表第8のとおりとする。この場合において、その取得することができる専修免許状の種類に応じた一種免許状取得のための所要資格を有していなければならない。

(履修登録)

第8条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、所定の方法により履修登録を行わなければならない。

(履修登録上限単位数)

第8条の2 専門職学位課程に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、38単位とする。

(定期試験)

第9条 定期試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

(追試験)

第10条 天災地変、その他特別の事情があるときは、教務委員会の議を経て、追試験を行うことができる。

(成績評価の基準)

第11条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S（100点から90点まで）、A（89点から80点まで）、B（79点から70点まで）、C（69点から60点まで）及びD（59点以下）とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

（単位の認定）

第12条 単位の認定については、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 学則第84条第3号から第5号の一の規定により除籍された者については、当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

（不正行為）

第13条 第9条及び第10条に規定する試験の際に学生が不正行為を行った場合には、学校教育研究科長は、教授会の意見を聴いて、当該学生の当該学期に履修した全授業科目に係る成績を不合格とする。

（細則）

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る教育職員免許状の授与資格、専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数並びに開設授業科目、単位数及び履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等、教育職員の免許状及び成績評価の基準については、改正後の第3条から第5条まで、第7条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条、第5条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。ただし、別表第4の改正規程中、学校教育専攻学校改善コースの専門科目のうち学校教育リーダー演習VI（教育政策分析演習）を履修することができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、平成20年度入学者を除く第2年次に在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る学校教員養成プログラムについては、改正後の第6条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第2条、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学生の学部の授業科目履修に関する細則（平成16年細則第7号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数、及び履修方法等については、改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の第2条、第3条、第4条、第5条、第6条の2及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条の3及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条、第10条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の第4条の2、第5条、第6条の2、第6条の4、第6条の5及び第6条の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条の3及び第7条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第5条の2及び第6条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第2条から第5条まで、第6条から第6条の4まで、第6条の6及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第2条から第5条まで、第6条から第6条の4まで、第6条の6及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第2条から第5条まで、第6条から第6条の4まで、第6条の6及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の第5条及び第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の第2条、第4条、第4条の2、第5条及び第6条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第6条第2項及び第6条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者については、改正後の第4条、第4条の2、第5条、第5条の2及び第6条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前に入学した者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。